



 発行
 新潟県

 第4号

 平成26年1月17日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

#### 告 示

- 37 土壌汚染対策法による要措置区域の指定(環境対策課)
- 38 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 39 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 40 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 41 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 42 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 43 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 44 新潟県肥料取締法施行細則第4条の2の規定により知事の定める普通肥料及び知事の定める表示事項 (農産園芸課)
- 45 土地改良区清算人の就退任届(農地計画課)
- 46 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 47 交換分合計画の縦覧(農地整備課)
- 48 道路の区域変更(道路管理課)
- 49 道路の供用開始(道路管理課)
- 50 道路の区域変更(道路管理課)
- 51 道路の供用開始(道路管理課)
- 52 港湾運営会社の指定に係る申請内容の縦覧(港湾振興課)

#### 公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課) 特定施設の新設(商業振興課)

# 告示

# ◎新潟県告示第37号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定する要措置区域
  - 五泉市赤海二丁目212番2の一部、214番1の一部、214番2の一部、219番2の一部、219番3の一部、219番4の一部及び266番2の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) で定める基準に適合しない特定有害物質の種類 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレン
- 3 講ずべき指示措置
  - (1) 土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染(以下単に「地下水汚染」という。)が生じていない場合 地下水の水質の測定

(2) 地下水汚染が生じている場合 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

# ◎新潟県告示第38号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	スカイ観光訪問介	新潟県新発田市中曽根町	スカイ観光株式	平成26年1月1日
	護サービス	2丁目13番5号	会社	
通所介護	デイサービスセン	新潟県加茂市神明町1丁	加茂市	平成26年1月1日
	ター第三平成園	目7番1号		
介護予防通所介護				
通所介護	分水いちごの実デ	新潟県燕市五千石字屋敷	社会福祉法人	平成26年1月1日
	イサービス	浦 3223 番 3	新潟さくら会	
介護予防通所介護				
短期入所生活介護	分水いちごの実シ	新潟県燕市五千石字屋敷	社会福祉法人	平成26年1月1日
	ョートステイ	浦 3223 番 3	新潟さくら会	
介護予防短期入所生				
活介護				

# ◎新潟県告示第39号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業所げんき	新潟県上越市木田2 丁目 15番 14号	株式会社SBFコーポレーション	平成 25 年 10 月 21 日	平成 25 年 12 月 31 日

# ◎新潟県告示第40号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。 平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

	F 名		担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
J	勝山	新弥	外科	生協かんだ診療所	長岡市西新町2-3-22	H26. 1. 1	第15条第 1項の医 師に指定 した
ļ	廣田	菜穂子	内科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	II	IJ
-	大森	佐一郎	整形外科	介護老人保健施設きたはら	十日町市中条己2958	II.	IJ

村田	洋一	整形外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	11	"
本橋	邦夫	脳神経外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	"	JJ
中川	誠	呼吸器外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	"	JJ
神田	達夫	外科	三条総合病院	三条市塚野目 5 - 1 -62	"	11
渡邊	順	耳鼻咽喉科、 内科	中条駅前じゅん耳鼻科	胎内市表町6-17-8	11	"
高野	弘基	神経内科	立川綜合病院	長岡市神田町3-2-11	<i>II</i>	II
上田	潤	眼科	上田眼科	村上市下鍛冶屋603-1	JJ	IJ

# ◎新潟県告示第41号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名		担当する医療 従事する病院又は の種類 診療所の名称		所在地	辞退年月日
富田 隆浩	i	脳神経外科 糸魚川総合病院		糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H25. 11. 21
伊藤 靖典	ŕ	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H25. 11. 21
佐藤 貴雄		内科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H25. 11. 21
高橋 慶浩	Î	内科	高橋医院	上越市大貫1019	H25. 12. 1
森山 裕之	•	内科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H25. 12. 10
今井 久一	•	整形外科	上越地域医療センター 病院	上越市南高田町6-9	H25. 12. 19

# ◎新潟県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ松美薬局	柏崎市松美2丁目字西新田253 番地	精神通院医療	平成26年1月1日

# ◎新潟県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。 平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日	
川端内科消化器科医院	上越市春日新田1-20-13	精神通院医療	平成26年1月1日	
医療法人社団永和会荒川中央 クリニック	村上市藤沢字前坪7-19	精神通院医療	平成26年1月1日	

# ◎新潟県告示第44号

新潟県肥料取締法施行細則(昭和25年新潟県規則第66号)第4条の2の規定により、知事の定める普通肥料及び知事の定める表示事項を次のとおり定める。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料 (原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操 作を加えたものを除く。)	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、 施用後24時間以内は飲酒しないで下さい。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず(粉末)が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が 使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸 用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないで下さい。
4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料	この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、 施用後一週間以内は播種しないで下さい。
5 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が原料として使用された普通肥料(6に掲げるものを除く。)	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨 粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普 通肥料 この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

### ◎新潟県告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人高田市南部土地改良区から次のとおり清算人が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 就 任

上越市上門前617-1 伊藤 茂 就任年月日 平成26年1月8日

2 退 任

上越市大字小滝454 上石 文治 退任年月日 平成26年1月7日

### ◎新潟県告示第46号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、十日町市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成26年1月20日から平成26年2月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地 区 名 (換地区名)	事 業 名	縦覧の書類	縦覧の場所
十日町市	下原田	区画整理 (県単農業	換地計画書	十日町市役所
十日町市	(全換地区)	農村整備「ほ場整	の写し	
		備」)事業		

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

#### ◎新潟県告示第47号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、新発田土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成26年1月20日から平成26年3月3日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所				
新発田市	中曽根地区	交換分合	交換分合計画書	新発田市役				
新発田土地			の写し	所加治川庁				
改良区				舎				

1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域 振興局長に申し出ることができる。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

県

報

澙

#### ◎新潟県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高根村上線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市下新保字高田 1214番1から	新	12.4~14.0メートル	126.6メートル
同市下新保字高田1220番1まで	旧	12.4~12.8メートル	126.6メートル

#### ◎新潟県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 高根村上線
- 2 供用開始の区間

村上市下新保字高田1214番1から同市下新保字高田1220番1まで

3 供用開始の期日 平成26年1月17日

#### ◎新潟県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名後谷黒田脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長	
		新	11.3	~19.	5メ、	ート	rV	248. 0メー	トル	
上越市大字灰塚字丑造1	80番3から		(A) 10	). 8~	19.	5メー	・トル	246. 7メー	トル	
同市大字灰塚字丑造158	番1まで	旧								

(B) 10. 9~19. 5メートル 251. 0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## ◎新潟県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 後谷黒田脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間

上越市大字灰塚字丑造 180番3から同市大字灰塚字丑造 158番1まで

3 供用開始の期日 平成26年1月17日

#### ◎新潟県告示第52号

港湾法(昭和25年法律第218号)第43条の11第6項の規定に基づき、国際拠点港湾における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同条第8項の規定により当該申請の内容を公衆の縦覧に供するため、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第11条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧の開始の日
  - 平成26年1月21日
- 2 縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 (交通政策局港湾振興課)

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

# 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
  - 名 称 (仮称) クスリのアオキあかね店

所在地 胎内市あかね町126番地39外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成25年8月27日

- 3 意見の概要
  - (1) 胎内市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年1月17日から平成26年2月17日まで

#### 特定施設の新設について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村(当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。)の住民等(当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。)は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (1) 名 称 イオンリテール株式会社
  - (2) 住 所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役 梅本 和典
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (1) 名 称 ・イオンリテール株式会社
    - ・ほか49者
  - (2) 住 所 · 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
    - ほか49者
  - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 梅本 和典
    - ・ほか49者
- 3 特定施設の名称

イオン新潟青山ショッピングセンター

- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
  - (1) 所在地 新潟市西区青山二丁目172外64筆
  - (2) 敷地の面積 29,213m<sup>2</sup>
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、 増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
  - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日 既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
  - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日 平成26年8月1日
- 6 特定施設の新設をする日

平成26年11月1日

- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
  - (1) 特定施設の床面積の合計

32,142.86平方メートル

- (2) 特定施設の店舗面積の合計 22,812平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
  - (1) 特定施設の集客予定数
    - 1日当たり約23,000人
  - (2) 特定施設の集客を予定している区域 新潟市の区域
- 9 届出年月日

平成26年1月8日

10 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、新潟市経済・国際部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市産業企 画課、加茂市商工観光課、燕市商工観光部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、 聖籠町産業観光課、弥彦村産業振興課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)

11 縦覧期間

平成26年1月17日から平成26年4月17日まで

12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先

産業労働観光部商業振興課商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp